

●香川県告示第104号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(所の出納員が行う支出負担行為の確認)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">報酬</td> <td>報酬等計算システムにより計算された報酬の支出</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>報酬又は給料に係る社会保険料の納付のための支出</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>報酬等計算システムにより計算された報償費の支出</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	報酬	報酬等計算システムにより計算された報酬の支出	共済費	報酬又は給料に係る社会保険料の納付のための支出	報償費	報酬等計算システムにより計算された報償費の支出	略		<p>(所の出納員が行う支出負担行為の確認)</p> <p>第17条 規則別表第2所の出納員（県外出納員を除く。）の項に規定する別に定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる節の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支出に係る支出負担行為の確認</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">報酬</td> <td><u>賃金</u>、報酬等計算システムにより計算された報酬の支出</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>報酬、給料又は賃金に係る社会保険料の納付のための支出</td> </tr> <tr> <td><u>賃金</u></td> <td><u>賃金</u>、報酬等計算システムにより計算された賃金の支出</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td><u>賃金</u>、報酬等計算システムにより計算された報償費の支出</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	報酬	<u>賃金</u> 、報酬等計算システムにより計算された報酬の支出	共済費	報酬、給料又は賃金に係る社会保険料の納付のための支出	<u>賃金</u>	<u>賃金</u> 、報酬等計算システムにより計算された賃金の支出	報償費	<u>賃金</u> 、報酬等計算システムにより計算された報償費の支出	略	
報酬	報酬等計算システムにより計算された報酬の支出																		
共済費	報酬又は給料に係る社会保険料の納付のための支出																		
報償費	報酬等計算システムにより計算された報償費の支出																		
略																			
報酬	<u>賃金</u> 、報酬等計算システムにより計算された報酬の支出																		
共済費	報酬、給料又は賃金に係る社会保険料の納付のための支出																		
<u>賃金</u>	<u>賃金</u> 、報酬等計算システムにより計算された賃金の支出																		
報償費	<u>賃金</u> 、報酬等計算システムにより計算された報償費の支出																		
略																			

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。